東京都中央区日本橋箱崎町７番１号**東部瓦斯株式会社**の工場財団に茨城県守谷市立沢1946番地２東部瓦斯株式会社茨城南支社守谷事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 27 年２月 12 日　　水戸地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人宇井稔の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 27 年２月 12 日　　東京法務局

元当局所属公証人横山匡輝の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 27 年２月 12 日　　東京法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成27年２月２日から１年の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 27 年２月 12 日

広島法務局長　古門　由久

記

氏名　西村　孝男

所属する司法書士会　広島司法書士会

登録番号　広島第332号

事務所の所在地　広島県安芸郡海田町稲葉２番16号

違反行為　会則の遵守義務違反等

行政手続法第15条第３項の規定による公告

経済産業省公告第 32 号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消しに関する聴聞の通知を送達することができないので、鉱業法第56条第３項の規定により読み替えて適用する行政手続法第15条第３項の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の区役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　愛媛県採掘権登録第214号

鉱業権者　東京都港区芝西久保広町15番地

株式会社丸昌エージェンシー

記

１　聴聞会開催日時　平成27年３月６日13：30

２　聴聞会開催場所　高松サンポート合同庁舎６階四国経済産業局607会議室

３　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地　四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課　香川県高松市サンポート３番33号

４　聴聞の通知に係る書面は上記３において鉱業権者に対していつでも交付する。

平成 27 年２月 12 日　　四国経済産業局長

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年２月 12 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年１月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トキワシステム　代表取締役　緑川　哲人　茨城県日立市田尻町７－６－20　国土交通大臣許可（般－25）第20618号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における電気通信工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「電気通信工事業に関する営業」とは、注文者から電気通信工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成27年２月13日から平成28年２月12日までの１年間

４　処分の原因となった事実　株式会社トキワシステムの元代表取締役は、同社の業務に関し、他の者と共謀の上、平成24年度に東京都水道局が発注を決定した「南麻布３局外14か所配水本管テレメータ設備改良工事」の希望制指名競争入札に際し、偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものとして、平成26年10月８日東京簡易裁判所から罰金100万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第４０４７号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

申立人　国

本籍宮崎県西都市大字下三財2046番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日平成22年１月１日、出生の場所宮崎県児湯郡高鍋町、出生年月日昭和20年12月10日、職業不明

被相続人　亡　川野　信幸

事務所宮崎市旭１丁目８番19号　楠並木ビル４階

相続財産管理人　弁護士　田中　　寛

宮崎家庭裁判所

平成２６年（家）第４０４８号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

申立人　国

本籍宮崎県宮崎市末広１丁目66番地、最後の住所宮崎県宮崎市大字島之内6521番地、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日平成21年７月25日、出生の場所宮崎県宮崎市、出生年月日昭和14年５月28日、職業不明

被相続人　亡　大黒　純夫

事務所宮崎県宮崎市旭１丁目８番19号　楠並木ビル３階

相続財産管理人　弁護士　野﨑　義弘

宮崎家庭裁判所

平成２６年（家）第５８０号

鹿児島県鹿児島市名山町９番１号

申立人　鹿児島県信用保証協会

代表者理事　山田　裕章

本籍鹿児島県鹿児島市下伊敷町615番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市小野２－６－37ソレジオ蔵’ｓⅠ202号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日平成25年６月26日、出生の場所鹿児島県姶良郡加治木町、出生年月日昭和41年３月18日、職業不詳

被相続人　亡　江口まり子

事務所鹿児島市上之園町18番地31　日笠山司法書士事務所

相続財産管理人　日笠山繁樹

鹿児島家庭裁判所

平成２６年（家）第５９０号

鹿児島県鹿児島市新屋敷町16－１

申立人　鹿児島県住宅供給公社ビル分譲住宅管理組合

本籍広島県広島市中区羽衣町257番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番1001号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日平成17年２月27日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和３年６月15日、職業無職

被相続人　亡　髙橋キヨ子

事務所鹿児島県鹿児島市山下町12－５藤崎ビル302　弁護士法人西村総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　　徹

鹿児島家庭裁判所

平成２６年（家）第１１１７号

東京都港区西新橋１丁目３番１号

申立人　日立キャピタル債権回収株式会社

本籍栃木県鹿沼市武子804番地13、最後の住所栃木県足利市鹿島町688番地５、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成25年７月12日、出生の場所新潟県北蒲原郡金塚村、出生年月日昭和20年１月28日、職業不詳

被相続人　亡　坂上　勝安

事務所栃木県足利市田中町907－５　リッツタワー５階　皐月法律事務所

相続財産管理人　弁護士　星澤　栄一

宇都宮家庭裁判所足利支部